

仕 様 書

I 本調達の概要

1. 件名

タイ高専派遣候補教員のタイ人教員に対する指導力向上のための研修 一式

2. 目的

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「当機構」という）は、タイにおける日本式高等専門学校の設立・運営支援プロジェクトを実施している。支援の一環として、タイ人教員の授業指導力向上のために現地へ当機構の教員派遣を計画しており、被派遣候補教員の授業等に関する主なミッションに以下の2点が挙げられる。

（1）模範的なアクティブラーニング授業の展開。

（2）タイ人教員に対する授業展開等に関する指導。

しかし、被派遣候補教員は、学生との英語でのインタラクションの経験及び、他教員の授業に対する指摘等を行う経験に乏しく、またその適切かつ効果的な方法について熟知していないため、専門的な知見を有する者から助言等が必要である。

以上のことから、本業務では、被派遣候補教員のタイ人教員に対する授業指導力やタイ人学生に対する模範授業スキル向上を目指した研修を実施し、現代の教育理論に基づく公知の教授スキル（例：CompTIA CTT+）のスキルアップを図り、自身が行う模範授業展開だけでなくタイ人教員にもその知識や技術を指導する能力の養成を目的とする。

3. 請負期間

契約締結日～令和3年4月30日

4. 本研修の受講者

タイ高専派遣候補教員9名

5. 業務内容

本業務は、全編英語で構成された受講者による模擬授業の実施及び講師によるその授業評価と、公知の教授スキル習得の支援からなる。

（1）実施日程

1回目 令和3年2月中旬から下旬の2日間

※具体的な日程は当機構担当者と調整

2回目 令和3年3月29～31日の3日間

（2）実施方法

1回目 オンライン形式

2回目 当機構が指定する会場における対面講義形式

（3）研修内容

・研修設計

「2. 目的」を踏まえて、以下の各項の内容が含まれる研修設計を提案し、当機構担当者の承認の上で実施すること。

ア) 現代の教育理論に基づく公知の教授スキルに関する講義

イ) ア) で習得したスキルに基づく模擬授業の実施と、実施者に対する授業改善のための指導。講師からの指導については、公知の指導資格の基準により、かつ内容について信頼がおけると判断できるコンピテンシーリストを用いて行うこと。

ウ) 模擬授業の録画

6. 請負要件

- (1) 請負者は、本業務を自ら履行するものとし、本業務の全部を第三者に委託、又は請け負わせてはならない。ただし、当機構に書面によって外部委託の詳細を提出し、許可された場合はこの限りではない。なお、第三者委託を許可された場合であっても請負者は契約による責任を免れることはできない。
- (2) 業務内容を評価・検証した結果、不適切であると認められた場合は、契約を解除するものとする。なお、請負期間中に請負者が行政処分を受けた場合や社会情勢の変化等により適切な業務を実施することが困難であると認められる場合も同様とする。
- (3) 入札時に、請負者は本業務を行うに当たっての体制図及びその実績（概要等も従事者毎付記）を提出すること。
- (4) 本業務を行うにあたって CompTIA CTT+資格（インストラクターとしての能力を示す）を保有する担当者ならびに、英語を母語としない学生へ研修や授業を行う講師に対して英語表現の指導実績がある担当者を含めること。
- (5) 高等教育機関向けに、授業設計や教授法の研修、eラーニングコンテンツの制作等の実施が過去5年間に5件以上あること。

7. 技術的要件の概要

- (1) 本調達に係る要求要件（以下「技術的要件」という。）は、I-6に示すとおりである。
- (2) 技術的要件は、すべて必須の要求要件である。
- (3) 必須の技術的要件を満たしているか否かの判定は、当機構の技術審査職員（以下「技術審査職員」という。）が、本調達に係る技術的仕様書およびその他の入札説明書で求める提案資料の内容を審査して行う。

8. 技術提案に関する留意事項

- (1) 記載内容が不明確である場合は、有効な技術提案書として見なさないので留意すること。
- (2) 技術提案書に沿って提出される資料については、その照合先を明記すること。
- (3) 本仕様書の技術的要件に対して、必ず具体的な記述を添えること。単に「実現します」や「可能です」といった回答の提案書の場合、提案書とみなさないので十

分留意すること。

- (4) 提供された資料を審査するに当たって提案の根拠が不明確、説明が不十分で技術審査に重大な支障があると当機構技術審査職員が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。
- (5) 提案された内容について、問い合わせやヒアリングを行うことがある。

II その他

1. 完了報告及び納入成果物

I-5に示した業務内容について、完了報告書については紙媒体により、以下の成果物については電子媒体（Word、Excel、PowerPoint、PDF、MP4等のデータをCD-R等のメディアに書き込んだもの）により、各1部提出すること。

[成果物] 研修に用いた資料および研修の設計書ならびに評価ルーブリック
5(3)ウに指定する録画データ

2. 成果物の権利

成果物は機構内においてのみ利用することを前提として、下記の権利を行使する。ただしこれにより難しい場合は、当機構及び請負者の双方で協議の上、決定するものとする。

- (1) 本調達において作成されるドキュメント等の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。）は、請負者が本調達の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたものを除いて、機構が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて、すべて機構に帰属するものとする。また、機構は、納入成果物及びその他業務実施過程での成果物を著作権法第47条の3の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。
- (2) 本調達において発生した権利については、請負者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本調達において発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、請負者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- (4) 本調達において作成・変更・修正されるドキュメント等に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合、請負者は当該既存著作物等の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。この場合、請負者は事前に当該既存著作物等の内容について機構の承認を得ることとし、機構は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- (5) 本調達において第三者が有する著作物を巡る紛争が生じた場合には、当該紛争

の原因が専ら機構の責めに帰す場合を除き、請負者の責任、負担において一切を処理すること。機構は、当該紛争の事実を知ったときは、請負者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の協力措置を講ずる。

3. 機密保持

- (1) 請負者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、機構から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、契約期間はもとより、契約終了後においても第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次のア)ないしオ)のいずれかに該当する情報は、除くものとする。
 - ア) 機構から取得した時点で、既に公知であるもの
 - イ) 機構から取得後、請負者の責によらず公知となったもの
 - ウ) 法令等に基づき開示されるもの
 - エ) 機構から秘密でないと指定されたもの
 - オ) 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に機構に協議の上、承認を得たもの
- (2) 請負者は、機構の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製してはならない。
- (3) 請負者は、本調達に係る作業に関与した請負者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- (4) 請負者は、本調達に係る検収後、請負者の事業所内部に保有されている本調達に係る機構に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消すると共に、機構から貸与されたものについては、検収後1週間以内に機構に返却するものとする。

4. その他留意事項

- (1) 業務の進行状況について、担当者から問い合わせがあった場合、請負者はその都度状況を報告すること。
- (2) 本業務の実施に係る費用は全て、委託料に含まれるものとする。
- (3) 本業務の履行について疑義が生じたとき、又は本業務に伴い当機構と交わす契約書に定めのない事項については、当機構及び請負者の双方で協議の上、決定すること。
- (4) 本調達において第三者が有する著作物を巡る紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら機構の責めに帰す場合を除き、請負者の責任、負担において一切を処理すること。機構は、当該紛争の事実を知ったときは、請負者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の協力措置を講ずる。